

兵庫県の雇用失業情勢等について

兵庫労働局行政運営方針

平成31年度

明石市立天文科学館



写真提供：明石商工会議所

～ 働き方改革の推進 ～

若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、そして再チャレンジを目指す方も、誰もが活躍できる社会「一億総活躍社会」を実現するための最大の鍵は「働き方改革」です。

兵庫労働局においては、働き方改革の推進を最重点課題とし、以下の対策に取り組めます。

1 働き方改革の推進

- (1) 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者への支援
- (2) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- (3) 非正規雇用労働者の正社員就職の促進
- (4) 総合的なハラスメント対策の推進
- (5) 柔軟な働き方がしやすい環境整備
- (6) 人材確保対策の推進
- (7) 職業訓練による人材育成の強化

2 「働き方改革実行計画」等を踏まえた

労働者が健康で安全に働くことができる労働環境の整備等

- (1) 「働き方改革実行計画」等を踏まえた働き過ぎ防止等に向けた取組の推進
- (2) 労働者が健康で安全に働くことができる職場づくり
- (3) 最低賃金制度の適切な運営と履行確保
- (4) 過労死等事案をはじめとする労災請求事案に係る迅速・公正な処理

3 女性の活躍推進等

- (1) 女性の活躍推進
- (2) 職業生活と家庭生活の両立支援の取組の推進
- (3) 女性の就職促進

4 すべての就業希望者の活躍推進

- (1) 若者の就職促進
- (2) 高齢者の活躍推進
- (3) 障害者の活躍推進
- (4) 外国人材受入れの環境整備等
- (5) 生活保護受給者等の就職促進
- (6) 治療と仕事の両立支援

5 地方公共団体と連携した行政運営

- (1) 地方公共団体と連携した地域雇用対策の推進
- (2) 地方公共団体及び労使等の関係者から構成される会議の開催

兵庫労働局

(<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>)

労働基準監督署
ハローワーク

1 働き方改革の推進

◆働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者への支援

相談・支援体制の整備

①兵庫働き方改革推進支援センター

働き方改革の実行に向けて、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」といいます。）抱える、①時間外労働の上限規制への対応に向けた労働時間制度の構築、②同一労働同一賃金の実現に向けた正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の解消に向けた人材の確保・定着を目的とした雇用管理改善等の課題に対応するため、平成30年4月から設置した「兵庫働き方改革推進支援センター」（以下「支援センター」といいます。）において、ワンストップで、総合的な支援を実施します。

支援センターでは、労務管理等の専門家を配置し、窓口や電話等での相談のほか、企業訪問による個別コンサルティングを行います。

また、商工会議所・商工会・中小企業団体中央会（以下「商工団体」といいます。）と連携を図り、事業主向けセミナーを開催するとともに、商工団体や業界団体等が主催する各種セミナーに専門家の派遣を行います。

②労働時間相談・支援班

労働基準監督署では、平成30年度に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち、「労働時間相談・支援班」において、中小企業等に対し、働き方改革関連法をはじめとした法令や労務管理について、引き続き、きめ細かな相談・支援業務を実施します。

各種助成金による支援

①時間外労働等改善助成金

時間外労働の上限設定、勤務間インターバルの導入及び年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減に取り組む中小企業等に対し、就業規則の作成・変更費用、労務管理用機器等の導入等の経費の一部を助成する「時間外労働等改善助成金」を支給

します。

②業務改善助成金

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の中小企業等が、生産性の向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合に、その設備投資等の経費の一部を助成する「業務改善助成金」を支給します。

③人材確保等支援助成金

人事評価制度や賃金制度の整備を通じて生産性の向上を図り賃金アップ等を実現した企業に対する助成など、雇用管理改善に取り組む事業主に対して支援を行います。

また、生産性向上に資する設備等への投資により雇用管理改善を図る事業主に対する助成も行います。

④キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の正社員化など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップや、非正規雇用労働者に正規雇用労働者と共通の賃金規定や諸手当制度を新たに適用するなど、賃金制度の整備を通じて生産性向上を図り、賃金を引き上げた企業に対し「キャリアアップ助成金」を支給します。

⑤働き方改革に取り組む中小企業等の人材確保を支援する助成金（新設）

働き方改革に取り組む中小企業等であって、人材を確保することが必要な中小企業等が新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に助成を行います。

金融機関との連携

「働き方改革についての包括連携協定」を締結した金融機関との一層の連携強化を図り、金融機関との共催によるセミナーや金融機関の店舗網を活用した中小企業等に対する情報発信を積極的に展開し、企業支援施策のより効果的な活用促進に取り組めます。

◆雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

兵庫県においては、雇用者（役員を除く）に占める非正規雇用労働者の比率が39.5%と全国の38.2%（総務省「就業構造基本調査」）より高く、均等・均衡待遇の確保について事業主等の理解を深める取組を行うことが必要です。

2020年4月から施行されるパートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法（以下「改正法」といいます。）の円滑な施行に向け、改正法等の周知徹底を図り、改正法に沿った賃金規程の見直し等の取組の促進を図ります。

特に中小企業等の理解・取組を促進するため、自社の状況を把握し、改正法に沿った対応を促すための取組手順書や業界ごとの特性を踏まえた「導入支援マニュアル」の周知により支援

を行うとともに、労働者に対する特別相談窓口の設置等により丁寧な相談対応を行います。

また、改正法の周知と併せて、パートタイム労働者の割合が高い事業所等を対象に現行法の履行確保を図ります。

無期労働契約への転換ルールに関しては、平成30年4月以降、契約更新から5年を超えた有期契約労働者に無期転換申込権が発生しているところですが、無期転換ルールの適用を意図的に避ける目的で雇止め等を把握した場合には啓発指導、個別労働紛争解決援助制度の利用等、とりうる手段を教示するなど適切に対応します。

◆非正規雇用労働者の正社員就職の促進

非正規雇用労働者の正社員就職・転換の促進や待遇改善の推進を目的に、兵庫労働局と兵庫県は平成27年10月27日に「兵庫正社員転換・待遇改善実現本部」を設置し、平成28年度から5年間を期間とする「兵庫正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定しており、同プランに沿った取組を推進します。

プラン目標値と平成29年度までの実績

項目	プラン策定時の目標	H28～29年度実績	進捗率
ハローワークによる正社員就職・転換数	180,000人	67,085人	37.3%
ハローワークによる正社員求人確保	700,000人	322,835人	46.1%
キャリアアップ助成金を活用した有期契約から正規雇用等への転換労働者数	6,500人	8,283人	127.4%
ユースエール認定企業の県内企業数	30社	6社	20.0%

◆総合的なハラスメント対策の推進

職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけるとともに働く人の能力発揮の妨げになります。平成29年度「雇用均等基本調査」によると、全国でセクシュアルハラスメント対策に取り組んでいる企業は65.4%、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに取り組んでいる企業は56.8%となっています。

また、「平成28年度職場のパワーハラスメントに関する実態

調査」によると、パワーハラスメントの予防・解決に向けた取組を実施している企業は52.2%となっています。

職場におけるハラスメントは複合的に生じることも多く、労働者の意欲・能力の発揮を阻害し職場環境を悪化させることから、事業主に対し、様々なハラスメントの相談に一元的に応じることができる体制を整備し、一体的にハラスメントの未然防止を図るよう促します。

◆柔軟な働き方がしやすい環境整備

適正な労働条件下における良質なテレワークの普及を図るため、働き方・休み方改善コンサルタントの活用等により「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」や就業規則の規定例及び好事例について周知を行います。

また、テレワーク等に取り組む中小企業事業主に対し、時間

外労働等改善助成金（テレワークコース）の支給により、テレワーク導入経費等を助成します。

副業・兼業については、平成30年1月に策定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」及び改訂版モデル就業規則について周知を図るとともに、企業や労働者から相談が寄せられた場合は適切に対応します。

◆人材確保対策の推進

①「人材支援総合コーナー」における支援

福祉、建設、警備、運輸等の人手不足分野の職種について、求人者・求職者の両面から人材確保支援を行う総合専門窓口「人材支援総合コーナー」において、求職者ニーズに基づいた求人者への求人充足に向けた助言や指導、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、業界団体との連携によるセミナー、事業所見学会、就職面接会等の開催により人材確保を推進します。

②ハローワークのマッチング機能の強化

ハローワークのマッチング機能を強化し、求人充足数の増加に努めます。

求人が充足しにくい中小企業等に対しては、求人票の記載内容の見直しや条件緩和を積極的に提案して充足可能性の向上に努めるとともに、見直しが行われた求人に対しては、求人部門と職業相談部門が連携してマッチングを推進します。

◆職業訓練による人材育成の強化

ハローワーク等を通じて地域の職業訓練ニーズを把握し、兵庫県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部へ体系的に提供するとともに、地域の関係者を参集した地域訓練協議会を活用して、兵庫県における公的職業訓練の総合的な計画を策定し、計画に沿った訓練機会の確保に努めます。

特に、これまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とする長期の訓練コースの設定を推進します。

なお、訓練受講者に対しては、受講中から積極的に就職支援を行い、正社員での就職を促進します。

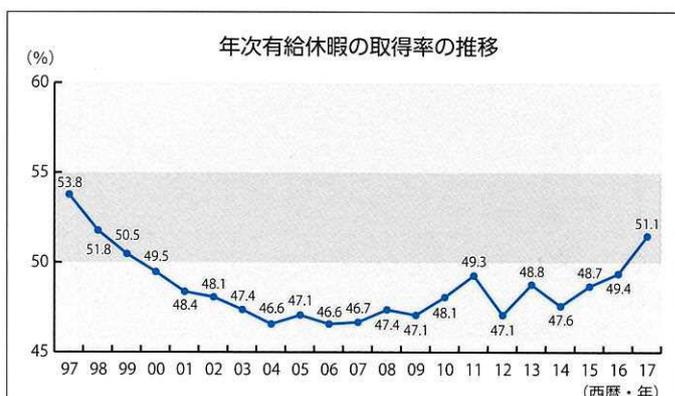
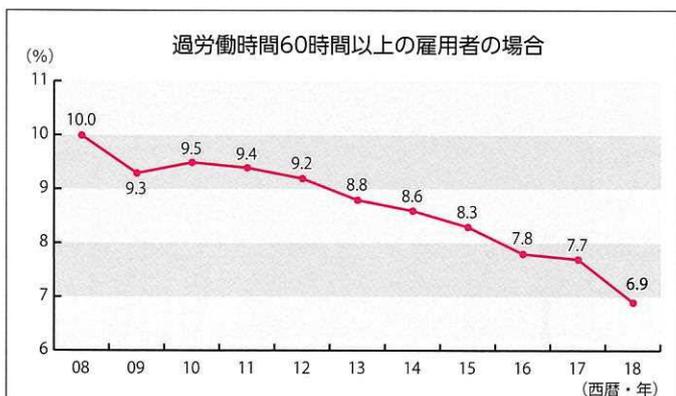
さらに、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部（ポリテクセンター兵庫）が実施するオーダーメイド型の在職者訓練・生産性向上支援訓練の活用を促進することにより、中小企業の人材育成を支援します。

2 「働き方改革実行計画」等を踏まえた労働者が健康で安全に働くことができる労働環境の整備

◆「働き方改革実行計画」等を踏まえた働き過ぎ防止等に向けた取組の推進

労働時間法制の見直しへの対応

罰則付きの時間外労働の上限規制や年間5日の年次有給休暇の取得の義務づけ等が盛り込まれた、働き方改革関連法に伴う改正労働基準法の円滑な施行に向けて、事業主等に対して法制度の周知を図ります。



過労死防止対策の推進

過労死等の防止のための対策については、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」等に基づき、地方公共団体と積極的な協力・連携を図りつつ、その効果的な推進を図ります。

長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止の徹底

労働基準監督署に設置した特別チームを中心に、時間外労働時間数が1か月当たり80時間を超えている疑いのある事業場や、過労死等の労災請求が行われた事業場等に対する監督指導を強化し、社会的に影響力の大きい企業が長時間労働を行っている場合等の企業名公表等の取組を強化します。

また、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、重点監督の実施や、集中的な周知・啓発等の取組を行います。

平成29年度に実施した「長時間労働が疑われる事業場」に対する重点監督の結果

実施事業場数	1,029 事業場
労働基準関係法令違反事業場数	762 事業場 (74.1%)
違法な時間外労働があったもの	501 事業場 (48.7%)
賃金不払残業があったもの	59 事業場 (5.7%)

(資料出所) 兵庫労働局発表

法定労働条件の確保等

基本的労働条件の確立・定着に向け、管内事業場に対する労働基準関係法令の遵守の徹底を図ります。また、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を行うなど、厳正に対処します。

さらに、学生アルバイトの労働条件確保に向け、4月から7月の「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン期間中に、事業主や大学生等への集中的な啓発活動を行うとともに、大学等での出張相談、労働局及び労働基準監督署で若者相談コーナーの設置などの取組を行います。

◆労働者が健康で安全に働くことができる職場づくり



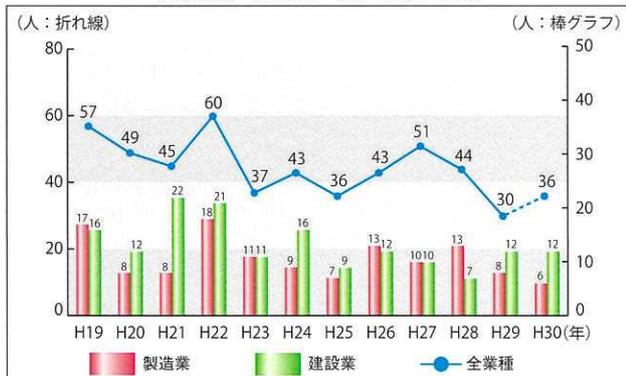
第13次労働災害防止計画の推進

兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画(以下「13次防」といいます。)に基づき、2年目の平成31年は、13次防の周知と目標達成に向け、労働災害防止対策の一層の推進を図ります。特に、安全確保の最重点である働く人の命を守るという原点に戻り、死亡災害の大幅削減に取り組みます。

また、昨年増加した建設業における死亡災害を減少させるため、フルハーネス型墜落制止用器具の使用の徹底を図り、墜落・転落災害の防止対策を推進します。

製造業においては、「製造業安全対策官民協議会」において得られたリスクアセスメントの共通手法等の成果を活用し、各業界団体や事業場での自主的な取組を促進します。

(兵庫県) 業種別一死亡者数の推移



注: 30年は、平成31年2月末現在速報値

(兵庫県) 業種別一死傷者数の推移



(資料出所) 兵庫労働局「労働者死傷病報告書」

健康で充実して働き続けることのできる社会へ

過労死ゼロを 実現するために



国民一人ひとりが
自身にも関わることで
過労死とその防止に対する
理解を深めましょう。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

厚生労働省
労働基準監督署

労働条件相談ほっとライン 0120-811-610

夜間・土日に無料でご相談をお受けしています。

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安委会(1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

安全帯	墜落制止用器具
① 胴ベルト型 (一本つり)	○ → 胴ベルト型 (一本つり)
② 胴ベルト型 (U字つり)	× → ×
③ ハーネス型 (一本つり)	○ → ハーネス型 (一本つり)

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具である字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります
(安委会(2)、構造規格(3)の改正、ガイドライン(4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用が困難な場合に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。

3. 「安全衛生特別教育」が必要ですよ
(安委会(1)特別教育(5)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

- 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを着用して行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法(注2)労働安全衛生法(注3)構造規格(注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(注5)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を併せて、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いします。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

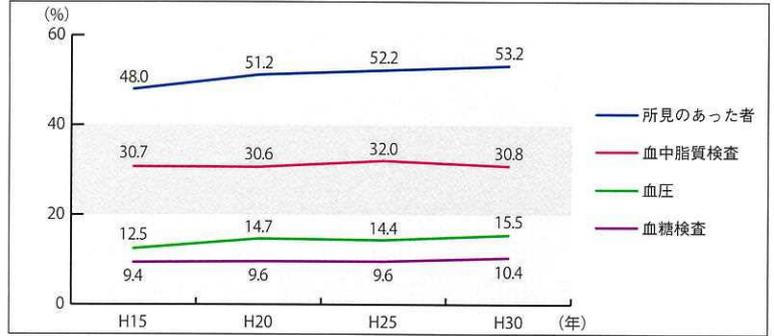
H31.1

職場の健康確保対策・メンタルヘルス対策

産業医・産業保健機能の強化を目的とした労働安全衛生法の改正内容等について、様々な機会を通じてリーフレットを活用し、労働時間の状況把握や面接指導の対象となる労働者の要件拡大等について事業者に周知を図るとともに、法令遵守に係る指導の徹底を図ります。

また、健康診断と事後措置の実施について、9月の「職場における健康診断実施強化月間」を中心に、重点的な周知、指導を行います。

定期健康診断における有所見率の推移



(資料出所) 兵庫労働局「定期健康診断結果報告書」

◆最低賃金制度の適切な運営と履行確保

経済動向及び地域の実情などを踏まえつつ、兵庫地方最低賃金審議会を円滑に運営するとともに、最低賃金の周知・広報に努めます。

また、その履行確保のための監督指導を行います。

兵庫県内の最低賃金

地域別最低賃金の件名	時間額	効力発生效年月日
兵庫県最低賃金	871円	平成30年10月1日
特定(産業別)最低賃金の件名		
兵庫県塗料製造業最低賃金	949円	平成30年12月1日
兵庫県鉄鋼業最低賃金	943円	同 上
兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金	921円	同 上
兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金	873円	同 上
兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金	954円	同 上
兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金	875円	同 上
兵庫県自動車小売業最低賃金	876円	同 上
兵庫県繊維工業最低賃金	871円	平成30年10月1日発効の兵庫県最低賃金が上回ったことから、兵庫県最低賃金が適用されます。
兵庫県各種商品小売業最低賃金	871円	

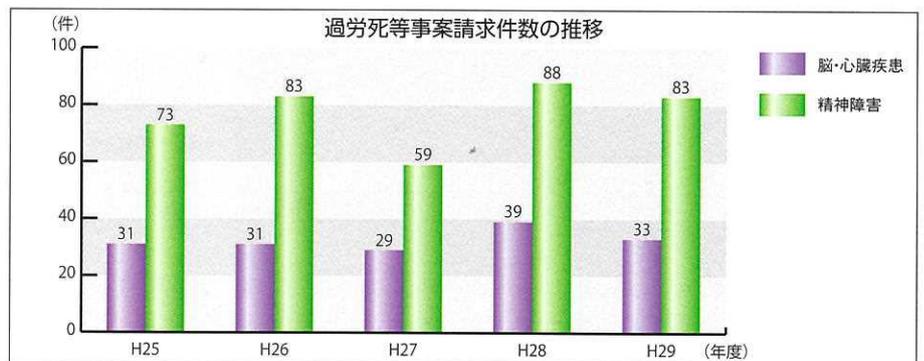
チェックしなくちゃ。最低賃金

今年も変わります!

平成30年10月1日から(時間額) **871**円 **27円UP**

◆過労死等事案をはじめとする労災請求事案に係る迅速・公正な処理

脳・心臓疾患事案及び精神障害事案の事務処理に当たっては、被災労働者や遺族の方々がかかっている状況に十分配慮し、懇切丁寧な対応を行い、認定基準等に基づき、迅速・公正な事務処理を一層推進します。



(資料出所) 厚生労働省発表

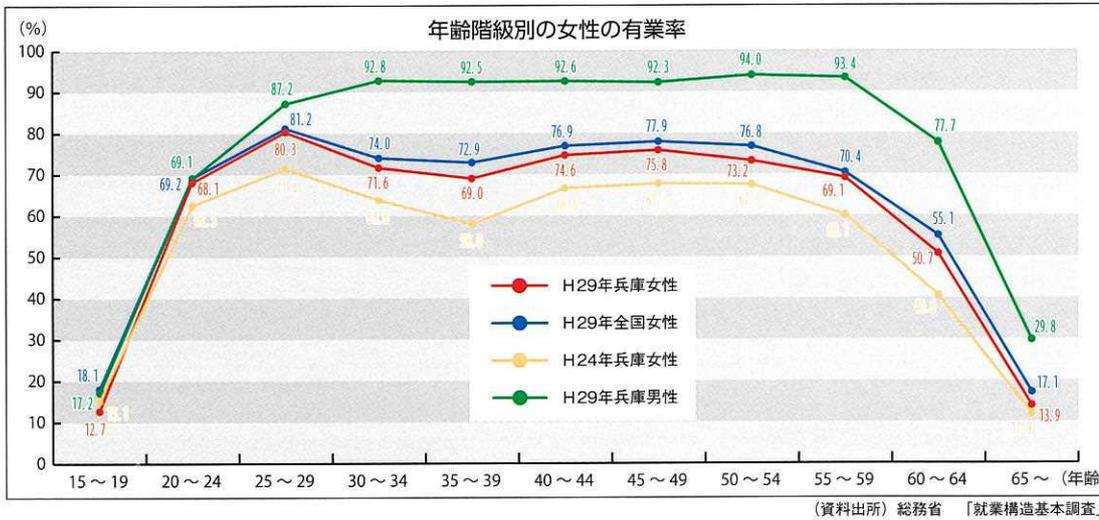
3 女性の活躍推進等

◆女性の活躍推進

平成29年就業構造基本調査によると、兵庫県の女性の雇用者数(役員を含む)は112.1万人(全国2,667.2万人)、雇用者総数に占める女性の割合は45.6%(全国45.0%)となっています。

一方、兵庫県の女性の有業率は47.6%(全国50.7%)で、全国で7番目に低くなっています。また、年齢階級別にみると

「25歳～29歳」80.3%(全国81.2%)と「45歳～49歳」75.8%(全国77.9%)を左右のピークとし、「35歳～39歳」69.0%(全国72.9%)を底とするM字カーブを描き、すべての年齢階層で全国平均を下回っています。特に、M字の底となる「35歳～39歳」では全国平均を3.9ポイント下回っています。



認定マーク “えるぼし”

<1段階目>



<2段階目>



<3段階目>



県内の企業における女性の活躍を推進するため、301人以上の企業について、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・届出等が確実に実行されるよう履行確保を図るとともに、策定された行動計画の進捗状況に留意し、課題の改善に当たって必要な助言を行う等、同法に基づく取組の実効性の確保を図ります。

また、同法に基づく取組が努力義務とされている300人以下の中小企業に対しては、女性の活躍推進に取り組むことは中小企業が抱える人手不足の課題への対策につながるということが経営者等に十分理解されるよう、あらゆる機会を捉えて周知啓発を行い、女性の活躍推進の取組を促します。

さらに、多くの企業が厚生労働大臣の認定「えるぼし」を目指すよう、認定申請に向けた取組を支援します。

◆職業生活と家庭生活の両立支援の取組の推進

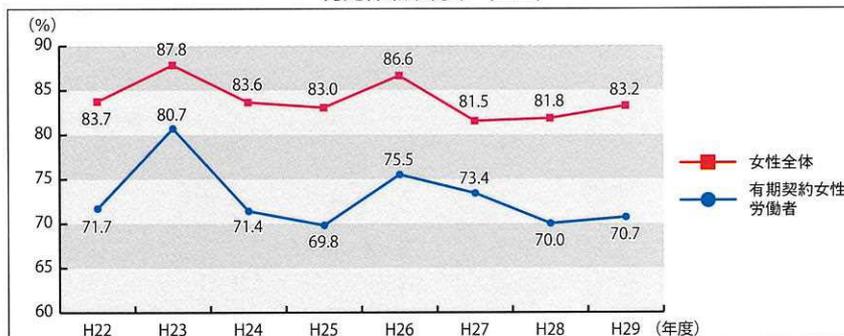
育児・介護休業法では、保育園等に入れない場合などには育児休業は最長2歳まで延長できるとされていますが、平成29年度「雇用均等基本調査」によると、育児休業制度の規定がある事業所において満2歳まで育児休業が取得できることとしている事業所は52.2%となっています。育児・介護休業法の履行確保のため、子が満2歳に達するまでの育児休業の延長をはじめとした育児・介護休業法に基づく両立支援措置について、引き続き周知・徹底を図るとともに、労働者からの相談が多い又は有期契約労働者が多く雇用されている業種・企業などに助言・指導等を行い、育児休業制度等の規定が未整備の事業

所に対して規定の整備を促します。

仕事と介護の両立に関しても、介護を行う労働者が介護休業、介護休暇等の制度を活用し就業を継続できるよう制度の周知を行います。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の届出が義務化されている101人以上の企業について届出率100%を確保するため、未届出企業に対しては督促を行うとともに、取組が優良な事業主が厚生労働大臣の認定（くるみん）（プラチナくるみん）を取得するよう、認定申請に向けた取組を支援します。

育児休暇取得率（全国）



認定マーク “くるみん”



◆女性の就職促進

子育て女性等の就業率向上を図る上で、一人ひとりの希望や状況に応じてきめ細かく支援して行くことが必要であるため、子ども連れで来所しやすい環境の整備、地方公共団体の協力を得て収集した地域の保育サービス関連情報の提供など、子育て中の女性等が利用する際の付加価値を確保しつつ、担当者制を活用したきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施するマザーズハローワーク事業を推進します。

また、妊娠・出産、育児または介護を理由として退職した労働者の復職支援に取り組む事業主に対する支援として、「両立支援助成金再雇用者評価処遇コース」を活用し、離職者に対する再就職支援措置と効果的に連携します。

子育て等によるブランクのある求職者については、再就職に資する実践的な訓練コースの設定を図るとともに、育児等の時間に配慮し、一日の訓練時間数を短くした短時間訓練や託児サービス付訓練の推進を図ります。また、雇用保険の受給資格者が職業訓練等を受講するために保育等サービスを利用した場合、費用の一部が支給される制度を活用するなど再就職支援を推進します。

なお、マザーズハローワークにおいては、職業訓練に係る相談、情報提供、職業訓練受講給付金の支給、訓練修了者に対する就職支援といった一連の支援をワンストップで提供します。

4 すべての就業希望者の活躍推進

◆若者の就職促進

新卒応援ハローワーク等において、新卒者等に対する就職活動準備、正社員求人情報提供等の学卒ジョブサポーターによる個別支援を徹底するとともに、企業に対しては良質な求人との提出と既卒3年以内の者を新卒扱いとするよう積極的に働きかけます。また、大学等への定期的な訪問等により就職状況を把握し、未内定就活生に対しては職業紹介を含む出張相談やセミナーの実施、正社員求人情報提供等の個々のニーズに沿ったきめ細やかな就職支援を行います。さらに、大学等と連携して新卒応援ハローワーク等の周知広報を行うとともに、正社員求人対象就職面接会を積極的に開催するなど、未内定者・未就職卒業者に対する「正社員就職をあきらめさせない」継続的な個別支援を行い、新卒者等の正社員就職を促進します。

また、兵庫県との雇用対策協定に基づき、県内企業への地元就職、あるいは進学先からのUターン就職への取組に、積極的に連携・協力を行います。

フリーター等に対しては、わかものハローワーク等において、担当者制によるきめ細やかな職業相談、職業紹介を実施するとともに、セミナーの開催、トライアル雇用制度の積極的な活用、職業訓練の適切な受講あっせん等を通して、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

特に、これまで職業能力開発機会に恵まれず、離転職を繰り返す不安定就労者に対しては、公共職業訓練の受講を通じてスキルアップを図るとともに、国家資格の取得を目指す長期の訓練（長期高度人材育成コース）を拡充し、正社員での就職を目指します。

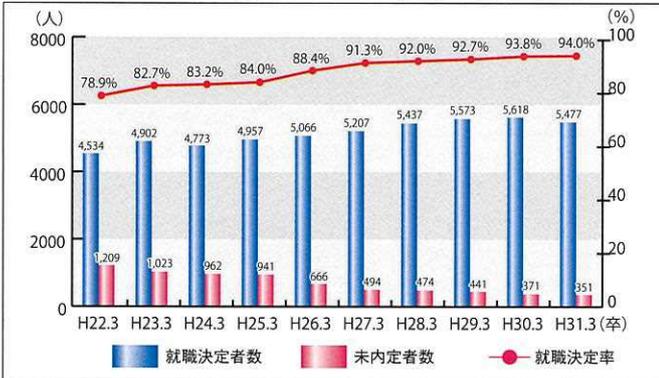
加えて、35歳以上の不安定就労者については、「特定求職者雇用開発助成金（長期不安定雇用者雇用開発コース）」も活用しながら正社員就職の促進を図ります。

大学等卒業者の就職状況について（各年12月1日現在）



(資料出所) 兵庫労働局「業務統計」

高校卒業者の就職状況について（各年12月1日現在）



(資料出所) 兵庫労働局「業務統計」

フリーター等の正社員就職件数



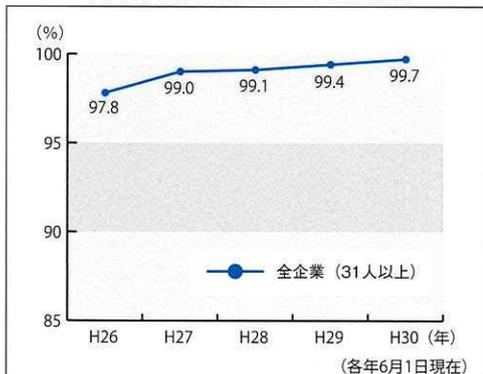
(資料出所) 兵庫労働局「業務統計」

◆高齢者の活躍推進

企業における高齢者の定年延長・継続雇用の促進

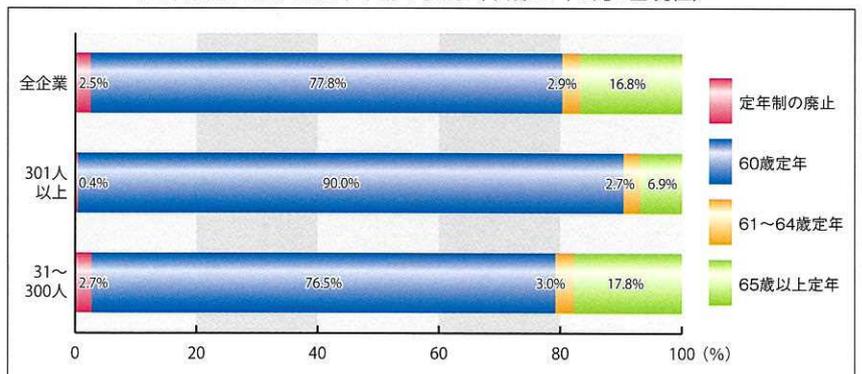
高齢者が意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会を実現するため、高齢者雇用確保措置未実施企業への指導を徹底するとともに、65歳超雇用推進プランナー制度や65歳超雇用推進助成金等、高齢者雇用に関する支援制度を積極的に活用し、企業における65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長などの確保措置の導入に向けた環境整備を図っていきます。

高齢者雇用確保措置の実施状況



(資料出所) 兵庫労働局 平成30年「高齢者の雇用状況」集計結果

兵庫県内における定年年齢の状況（平成30年6月1日現在）



(資料出所) 兵庫労働局 平成30年「高齢者の雇用状況」集計結果

高齢者に対する再就職支援の強化

県内11か所のハローワーク（神戸地域、阪神地域及び播磨地域、北播磨地域並びに但馬地域）に、以下の（ア）～（ウ）を特長とする「生涯現役支援窓口」を設け、再就職を目指す55歳以上の方を対象に各種サービスを行うとともに、特に65歳以上の者を重点的に支援します。

- （ア）シニア世代の採用に意欲的な企業の求人情報の提供
- （イ）多様な就業ニーズなどに応じた情報提供
- （ウ）シニア世代に適した、各種ガイダンスの実施

兵庫県内における新規求職者の推移

	年齢計	うち 55～64歳	年齢計に 占める割合	うち 65歳以上	年齢計に 占める割合
25年度	260,148	38,140	14.7%	19,417	7.5%
26年度	245,974	35,420	14.4%	21,270	8.6%
27年度	231,765	34,559	14.9%	21,661	9.3%
28年度	215,939	33,162	15.4%	21,972	10.2%
29年度	208,586	33,224	15.9%	23,557	11.3%

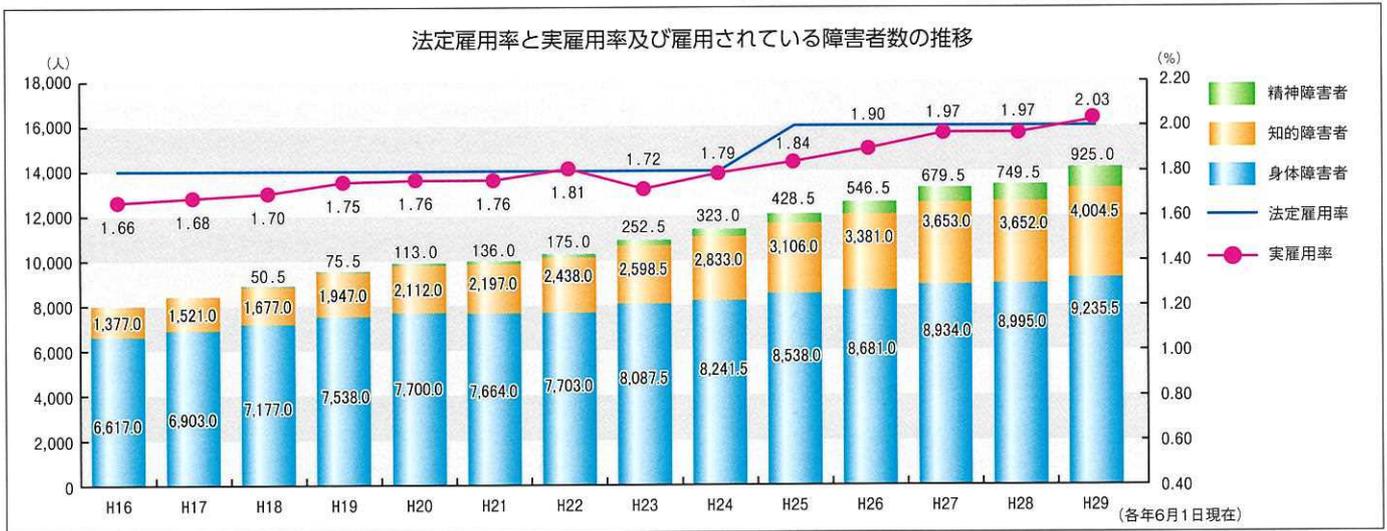
（資料出所）兵庫労働局「一般職業紹介状況報告」

障害者の活躍推進

雇用率達成に向けた適切な指導・支援の実施

年間を通じて計画的、効果的に雇用率達成指導を行います。特に兵庫労働局においては未達成企業のうち約6割が一人も障害者を雇用していない企業であることから、これらの企業の状況の把握を行い、個々の実態を踏まえた指導を行います。

また、障害者を一人も雇用していない企業には中小企業が多いことから、中小企業を主な対象とした面接会等を実施するなど、中小企業に対してきめ細かい支援を行うとともに、一層の障害者雇用を促進します。



（資料出所）兵庫労働局 平成29年「障害者雇用状況」集計結果

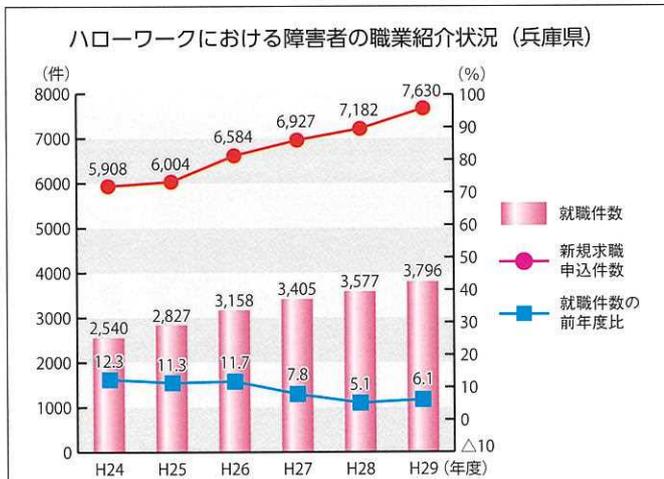
改正障害者雇用促進法の円滑な施行のための取組の推進

平成30年4月から精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率が2.2に引き上げられたことから、雇用継続に課題を抱える者の多い精神障害者に対し、雇入れ時の支援に加え、雇入れ後の職場定着支援についても充実・強化を図ります。

また、平成28年4月から施行されている改正障害者雇用促進法の規定に基づく、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務に係る周知等を引き続き適切に実施します。

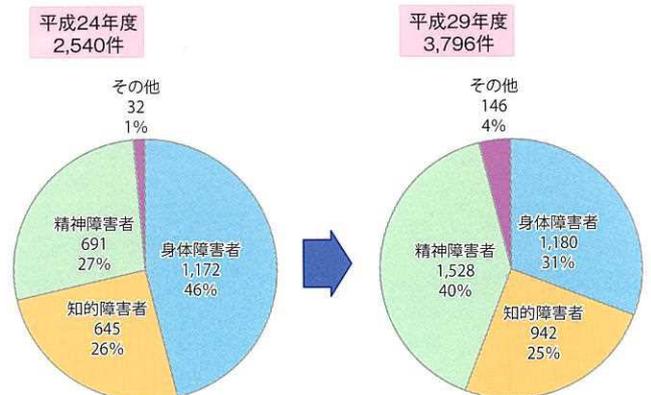
多様な障害特性に応じた就労支援の推進

精神障害者、発達障害者、難病患者等に対して、職場実習「いっぽ」の活用や、ハローワークに配置する専門のスタッフによる支援（精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター、難病患者就職サポーター、就職支援ナビゲーター（発達障害者等支援分）、特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難病性疾患患者雇用開発コース）の活用、障害者就業・生活支援センターによる雇用前から雇用後までの一貫した支援等、障害特性に応じた就労支援を推進します。



（資料出所）兵庫労働局「障害者職業紹介状況」

就職件数



◆外国人材受入れの環境整備等

特定技能外国人をはじめとする外国人労働者の適切な雇用管理の確保等

外国人労働者の地域における安定した就労を促進するため、外国人雇用状況届出制度の適切な運用の徹底を図るとともに、地方公共団体と協力して事業主に対するセミナーを開催するなど、外国人労働者の雇用管理改善の促進及び再就職援助のための指導等を計画的・機動的に行います。

また、県内3か所のハローワーク（神戸所、尼崎所、姫路所）に通訳の配置等を行うとともに、「多言語コンタクトセンター」の電話通訳を活用することにより、多国籍化・散在化の進む外国人求職者に対して、本人の希望を丁寧に確認しつつ、地域の企業等とのマッチング支援を行います。

留学生の就職支援

留学生に対する就職支援の取組強化については、神戸新卒応援ハローワーク留学生コーナーにおいて在学早期段階からの就職意識啓発セミナー、インターンシップの充実を図ります。また、大阪外国人雇用サービスセンターと連携し、留学生を対象とした面接会を開催します。

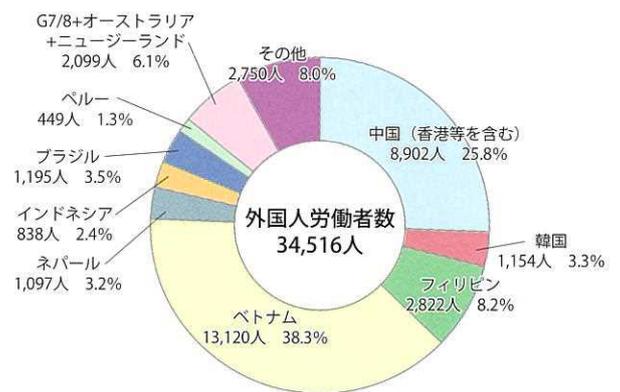
外国人材の適正な労働条件及び安全衛生の確保

外国人労働者の事業主等に対し、労働関係法令を周知するとともに、安全衛生教育の実施等の労働災害防止対策を周知する等により、外国人労働者が、その能力を十分に発揮できる環境を確保します。



(資料出所) 兵庫労働局 「外国人雇用状況」届出状況集計結果

国籍別外国人労働者の割合 (平成30年10月末現在)



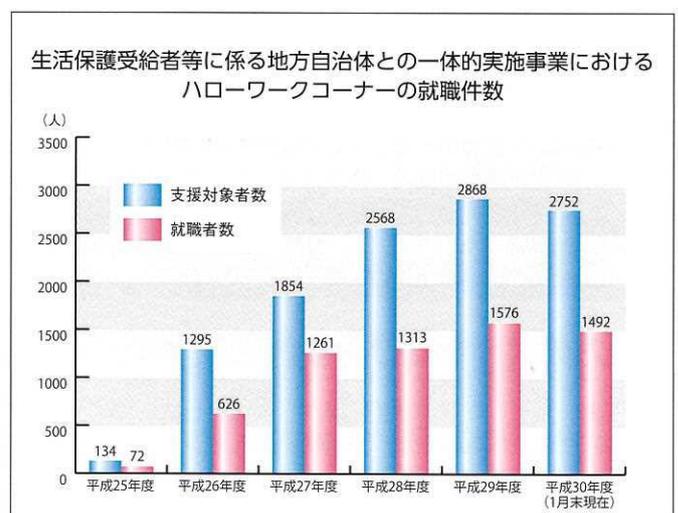
(資料出所) 兵庫労働局 「外国人雇用状況」届出状況集計結果

◆生活保護受給者等の就職促進

生活保護受給者等の生活困難者に対しては、地方公共団体とハローワークが一体的に実施する就職支援窓口を設置するなど、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を図るとともに、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の支給により事業主の生活保護受給者等を雇用するインセンティブを高めるほか、職場定着支援を確実に実施することにより、生活困窮者等の就労による自立を促進します。



(資料出所) 兵庫労働局「業務統計」



(資料出所) 兵庫労働局「業務統計」

◆治療と仕事の両立支援

疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進を図るため、次の取組を実施します。

①ガイドラインの周知啓発

治療と仕事の両立支援については、兵庫産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）と連携して、あらゆる機会を捉え、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知を行うほか、事業者に対する助成金制度について周知、利用勧奨を行います。

②地域両立支援推進チームの運営

労働局に設置の「兵庫県地域両立支援推進チーム」の活動を

通して、地域の関係者（兵庫県衛生主管部局、医療機関、企業、労使団体、産保センター、労災病院等）による連携した両立支援の取組の促進を図ります。

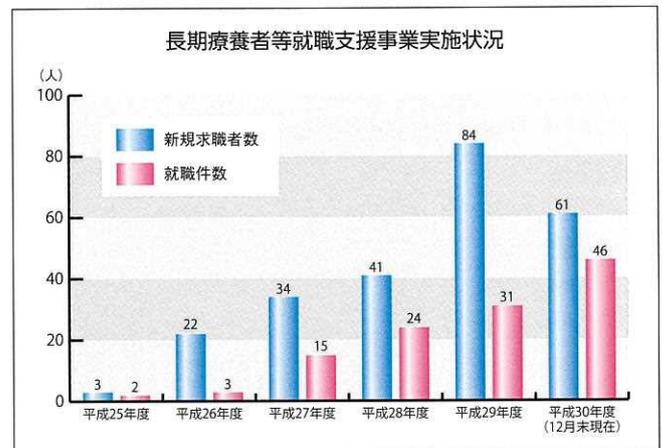
③産保センターの活用

産保センターにおいて提供する事業場への個別訪問指導や労災病院等への出張相談窓口など各種支援サービスの周知、利用勧奨を行います。

がん等の疾病による長期療養が必要な労働者に対する就労支援の強化等

がん等の長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者について、拠点となるハローワークに専任の就職支援ナビゲーターを配置し、がん診療連携拠点病院等と連携した出張相談やセミナー、個々の患者の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介などの就職支援や就職後の職場定着支援、希望する労働条件に応じた求人開拓・条件緩和指導を実施する長期療養者等就職支援事業を推進します。

また、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」について関係機関と連携し確実な周知を図ります。



(資料出所) 兵庫労働局「業務統計」

5 地方自治体と連携した行政運営

◆地方公共団体と連携した地域雇用対策の推進

県内の地方公共団体と効果的に雇用施策に取り組めるよう、雇用対策協定の締結、一体的実施事業の推進や、地方公共団体の行う無料職業紹介へのハローワークの求人情報等の提供を推進するとともに、県内企業への就職を促進する各地方公共団体による取組に対して、就職面接会の共催等積極的に連携、協力を行います。

さらに、生活保護受給者等の生活困難者に対しては、地方公共団体とハローワークが一体的に実施する就職支援窓口（県内11か所（平成30年12月末現在））及び各福祉事務所等に臨時で設置している巡回相談窓口等を最大限活用し、個々の求職者の状況に応じた職業相談や適切な職業訓練の受講あっせん等就労支援の充実を図るとともに、就職後の定着を支援することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進します。

また、兵庫県・事業主団体・有識者等により組織した兵庫地域訓練協議会などを活用し、地域の人材ニーズに沿った訓練コースを設定し、効果的な職業能力開発を推進します。



「淡路地域雇用対策協定」締結式

◆地方公共団体及び労使等の関係者から構成される会議の開催

中小企業等における働き方改革の取組が円滑に進むよう、地方公共団体、労使団体及び金融機関等の関係団体から構成される「兵庫地方働き方改革推進会議」を開催し、県内の中小企業等の状況や支援施策等について情報を共有し、関係団体が連携して中小企業等への支援を推進します。

また、関係団体の実務担当者から構成される「兵庫働き方改革担当者連絡会議」を開催し、関係団体の連携のもと、働き方改革関連法の改正内容や支援施策の効果的な情報発信に取り組めます。

各種労働相談に対する的確な対応

●総合労働相談コーナーにおける相談の対応

県下の労働基準監督署及び労働局の総合労働相談コーナーにおいて、専門の相談員が労働者や事業者からの労働問題に関するあらゆる分野の相談に応じるワンストップサービスを実施します。

●個別労働紛争の解決の促進

▶助言・指導

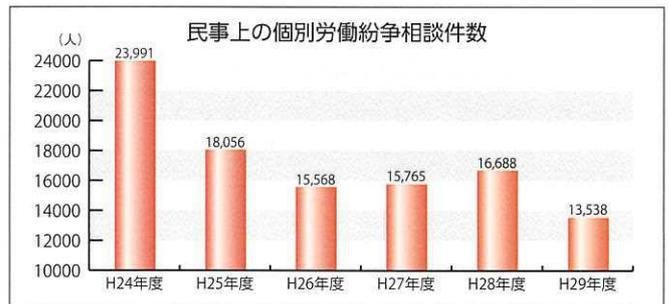
総合労働相談コーナーでは、紛争当事者の申出に基づき、問題点や解決の方向性を示すなど、紛争当事者間の自主的な紛争解決を支援します。

▶あっせん

弁護士等の労働問題の専門家であるあっせん委員が、公正・中立な第三者として紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図ります。



(資料出所)兵庫労働局発表



(資料出所)兵庫労働局発表

◆兵庫労働局雇用環境・均等部指導課 総合労働相談コーナー

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15F
TEL. 078-367-0850

◆各労働基準監督署内 総合労働相談コーナー

県下すべての労働基準監督署（裏面参照）に設置しています。最寄りのコーナーをご利用ください。

◆無期転換ルール特別相談窓口

労働契約法第18条に基づく有期契約労働者の「無期転換ルール」に関する相談については下記まで
TEL. 078-367-0820

労働保険料の適正な徴収等

●労働保険料の適正な徴収等

労働保険制度の信頼性及び費用負担の公平性を確保するため、労働保険料の適正徴収を図るとともに、労働保険制度の一層の周知に努め、未手続事業の一掃対策を推進します。

●口座振替制度

口座振替制度は、金融機関等の窓口に向くことなく、労働保険料の納付ができる等、事業主の利便性の向上に寄与することから、各種通知の機会を活用し周知に努めます。

●電子申請の利用促進

「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）に社会保険関連手続のオンライン申請利用率の大幅な改善が盛り込まれたことを踏まえ、兵庫県社会保険労務士会等及び事業者に対して利用勧奨、利用に伴う説明・相談業務等を行い、更なる電子申請の利用促進に努めます。

まずは、e-Govウェブサイト*へアクセス! <https://www.e-gov.go.jp>

*電子申請の総合窓口サイト「e-Gov（イーガブ）」電子申請についての利用案内が掲載されています。

政府に関する情報を提供します
申請・届出等の手続や、政策に対する意見の提出ができます

行政機関等ホームページ検索 powered by Yahoo! JAPAN

- 申請・届出**
e-Gov電子申請
自宅や職場のパソコンから行政機関に対する申請・届出等の手続ができます。
- 法令**
e-Gov法令検索
現行施行されている法令（憲法、法律、政令、勅令、府令、省令、規則）を検索できます。
- パブリックコメント**
パブリックコメント情報
各府省の（パブリックコメントの募集状況や意見提出方法、結果を確認できます。

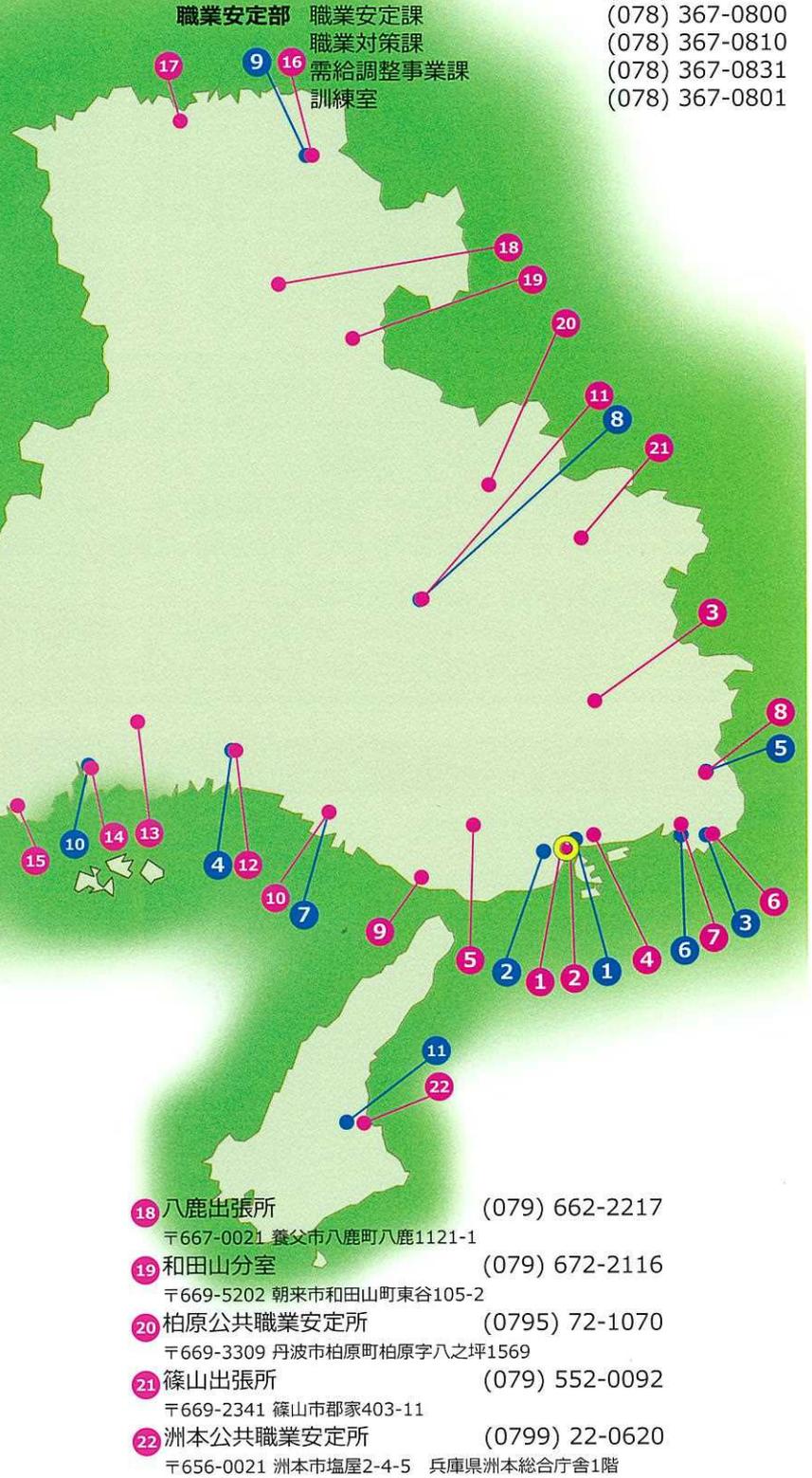
労働基準監督署

- 1 神戸東労働基準監督署 (078) 332-5353
〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎3階
- 2 神戸西労働基準監督署 (078) 576-1831
〒652-0802 神戸市兵庫区水木通10-1-5
- 3 尼崎労働基準監督署 (06) 6481-1541
〒660-0892 尼崎市東難波町4-18-36 尼崎地方合同庁舎1階
- 4 姫路労働基準監督署 (079) 224-1481
〒670-0947 姫路市北条1-83
- 5 伊丹労働基準監督署 (072) 772-6224
〒664-0881 伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎
- 6 西宮労働基準監督署 (0798) 26-3733
〒662-0942 西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎
- 7 加古川労働基準監督署 (079) 422-5001
〒675-0017 加古川市野口町良野1737
- 8 西脇労働基準監督署 (0795) 22-3366
〒677-0015 西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎
- 9 但馬労働基準監督署 (0796) 22-5145
〒668-0031 豊岡市大手町9-15
- 10 相生労働基準監督署 (0791) 22-1020
〒678-0031 相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎
- 11 淡路労働基準監督署 (0799) 22-2591
〒656-0014 洲本市桑間280-2

公共職業安定所(ハローワーク)

- 1 神戸公共職業安定所 (078) 362-8609
〒650-0025 神戸市中央区相生町1-3-1
- 2 神戸港労働出張所 (078) 351-1671
〒650-0042 神戸市中央区波止場町6-11
- 3 三田出張所 (079) 563-8609
〒669-1531 三田市天神1-5-25
- 4 灘公共職業安定所 (078) 861-8609
〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2
- 5 西神公共職業安定所 (078) 991-1100
〒651-2273 神戸市西区糞台5-3-8
- 6 尼崎公共職業安定所 (06) 7664-8609
〒660-0827 尼崎市西大物町12-41 アマゴッタ2階
- 7 西宮公共職業安定所 (0798) 75-6711
〒662-0862 西宮市青木町2-11
- 8 伊丹公共職業安定所 (072) 772-8609
〒664-0881 伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎
- 9 明石公共職業安定所 (078) 912-2277
〒673-0891 明石市大明石町2-3-37
- 10 加古川公共職業安定所 (079) 421-8609
〒675-0017 加古川市野口町良野1742
- 11 西脇公共職業安定所 (0795) 22-3181
〒677-0015 西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎
- 12 姫路公共職業安定所 (079) 222-8609
〒670-0947 姫路市北条字中道250
- 13 龍野公共職業安定所 (0791) 62-0981
〒679-4167 たつの市龍野町富永1005-48
- 14 相生出張所 (0791) 22-0920
〒678-0031 相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎
- 15 赤穂出張所 (0791) 42-2376
〒678-0232 赤穂市中広字北907-8
- 16 豊岡公共職業安定所 (0796) 23-3101
〒668-0024 豊岡市寿町8-4
- 17 香住出張所 (0796) 36-0136
〒669-6544 美方郡香美町香住区香住844-1

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| 総務部 | 総務課 (078) 367-9000 |
| | 労働保険徴収課 (徴収関係) (078) 367-0780 |
| | 労働保険徴収課 (適用関係) (078) 367-0790 |
| 雇用環境・均等部 | 企画課 (078) 367-0700 |
| | 指導課 (078) 367-0820 |
| | 労働基準部 監督課 (078) 367-9151 |
| | 安全課 (078) 367-9152 |
| | 健康課 (078) 367-9153 |
| | 貸金室 (078) 367-9154 |
| | 労災補償課 (078) 367-9155 |
| | (審査官室) (078) 367-9156 |
| | (医療係) (078) 367-9157 |
| | (078) 367-0800 |
| 職業安定部 | 職業安定課 (078) 367-0810 |
| | 職業対策課 (078) 367-0831 |
| | 需給調整事業課 (078) 367-0801 |
| | 訓練室 |



- 18 八鹿出張所 (079) 662-2217
〒667-0021 養父市八鹿町八鹿1121-1
- 19 和田山分室 (079) 672-2116
〒669-5202 朝来市和田山町東谷105-2
- 20 柏原公共職業安定所 (0795) 72-1070
〒669-3309 丹波市柏原町柏原字八之坪1569
- 21 篠山出張所 (079) 552-0092
〒669-2341 篠山市郡家403-11
- 22 洲本公共職業安定所 (0799) 22-0620
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 兵庫県洲本総合庁舎1階

I 最近の雇用失業情勢（令和元年6月）〔概要〕

基調判断 **「県内の雇用失業情勢は、着実改善が進んでいる」**

（平成30年7月から）

1 有効求人倍率

◎ 令和元年6月の有効求人倍率は 1.43倍 で、前月より0.01ポイント下降しました。（近畿1.62倍）

- 有効求人数は、101,056人で、前月に比べて0.5%の減少
- 有効求職者数は、70,878人で、前月に比べて0.4%の増加
- 新規求人倍率は、2.11倍で、前月に比べて0.15ポイントの下降

◎ 職種別の状況（構造的ミスマッチが固定化）

就職希望者が多い事務職では求人倍率が低調
人手不足分野における職種では求人倍率が高い

常用0.36倍、正社員0.25倍

建設関連	常用5.64倍、正社員5.70倍
介護サービス関連	常用4.10倍、正社員2.90倍
社会福祉（保育含む）	常用2.35倍、正社員1.88倍
自動車運転の職業	常用2.47倍、正社員2.22倍
保安の職業	常用5.08倍、正社員3.90倍

2 正社員等の状況

◎ 令和元年6月の正社員の有効求人倍率は 0.93倍、平成22年6月以降、109ヶ月連続して前年同月を上回りました。（全国1.10倍）

- 正社員の有効求人数は、41,868人で、前年同月に比べて0.5%の増加
- 有効求職者のうち常用フルタイムを希望する求職者数は、44,795人で、前年同月に比べて4.1%の減少

II 平成31年3月新規学卒者の就職状況等〔概要〕

1 新規高等学校卒業者の状況

◎就職率は99.7%と、平成22年3月卒以降9年連続して対前年を上回っている。 (平成10年3月卒以降最高値)

◎求人倍率は2.81倍と、平成29年3月卒以降3年連続2倍を超えた。 (平成6年3月卒以降最高値)

※令和元年6月末現在

2 大学・短期大学卒業者の状況

◎就職率は、平成24年3月以降7年ぶりに前年を下回った。

大学等 94.4% (前年同期比0.3ポイント減)

(内訳)

大 学 94.3% (前年同期比0.3ポイント減)

短期大学 95.0% (前年同期比0.3ポイント減)

※令和元年4月1日現在

I 平成 31 年 3 月卒業者

1 兵庫県内の新規高等学校卒業者の状況

就職希望者数が対前年比 2. 2% 減少し、求人数が同 16. 0% 増加したことから、求人倍率は前年を 0. 44 P 上回り、就職率は過去 22 年間で昨年度同様最高値となった。

平成 31 年 3 月卒業者の状況（6 月末現在）

	平成 31 年 3 月卒	平成 30 年 3 月卒	増減率
求 人 数	16, 316	14, 066	16. 3%
就職希望者数	5, 810	5, 943	-2. 2%
就 職 者 数	5, 792	5, 916	-2. 1%
求 人 倍 率	2. 81	2. 37	0. 44 p
就 職 率	99. 7%	99. 5%	0. 2 p

2 兵庫県内の大学・短期大学卒業者の状況

前年同期と比較して、大学卒業者の就職率は 0. 3 P、短期大学卒業者の就職率は 0. 3 P 下回った。

兵庫労働局独自調査（平成 31 年 4 月 1 日現在）、調査対象は、県内の 35 大学、18 短期大学

	就職希望者数	就職決定者数	未就職者数	就職率
大 学	20, 905	19, 719	1, 186	94. 3%
短期大学	2, 252	2, 139	113	95. 0%
総 計	23, 157	21, 858	1, 299	94. 4%

II 平成 32 年 3 月卒業予定者

1 平成 32 年 3 月新規高等学校卒業者に対する求人受理状況（6 月 30 日現在）

求人数 14, 216 人（前年同期実績 12, 656 人 前年同期比 12. 3% 増）

事業主の
皆さま

「兵庫働き方改革 推進支援センター」 企業訪問支援のご案内

人材確保のために労働時間や賃金規定を見直しませんか？

人手不足の解消、長時間労働の見直し、生産性の向上、助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が**5回まで無料で企業を訪問**し、取り組みのお手伝いをします。

企業の情報は外部に漏れることはありません。

お問い合わせは
こちらまで

TEL フリーダイヤル **0120-79-1149**

Mail hyogo-hatarakikata@lec-jp.com

住所 神戸市中央区港島中町6-1 (神戸商工会議所会館9F)

受付時間 9:00~17:00 (土日祝を除く)

以下のような課題等について改善提案を行います。

- 人手不足解消に向けて利用できる助成金はあるか。
- 残業を減らすにはどのような雇用管理が適切なのか。
- 従業員にどのように有給休暇を取得させればよいか。
- 法改正にともない就業規則を見直したいがどうすればよいか。等

どうぞお気軽に、
ご相談ください。

相談希望の方は下記をご記入の上、FAXにてお申込みください。

FAX番号:078-515-6757 後日、担当者より連絡いたします。

会社名(団体名)		住所(市区町)	
担当者(氏名)		TEL	

働き方改革支援センターのサポート事例について

事例 A 人手不足対策

- 従業員:100名
- 業種:飲食サービス業

【支援前の状況】

- 人手不足の影響で既存従業員が長時間労働となっている。
- 事業拡大に伴う人事制度や、賃金制度ができていない。
- 助成金を活用し、効果的に労働環境を整備していきたい。



【専門家(社会保険労務士)の助言】

①人手不足

短時間勤務などの多様な勤務体系での募集方法や、WEBを利用するなど多様な採用募集について助言・提案を行った。

②人事制度

人事制度や賃金制度構築について助言した。他社成功事例の紹介や、制度への助言・提案を行った。

③助成金

働き方改革に関連する各種助成金について詳しく説明し、労務環境整備に積極的に活用することを助言・提案した。



【支援後の効果】

- WEBでの採用募集やハローワーク求人の見直しを行い、採用力が強化された。
- 人事制度や賃金制度の整備を行うこととなった。
- 時間外労働等改善助成金の助成金の申請を行うこととなった。

事例 B 長時間労働の是正

- 従業員:9名
- 業種:飲食業

【支援前の状況】

部門間の労働時間に偏りがあり、特に食材製造部門の社員が長時間労働の傾向にあった。



【専門家(社会保険労務士)の助言】

①人材のマルチタスク化

従業員に所属部門以外の業務も習熟させることで、製造部門のシフト勤務制度を提案。

②休日の確保を前提としたシフト

従業員の休日の確保を徹底するため、1か月のシフトを作成する前に、事前に希望日を申請させ、実際の業務量と調整しながら出勤日を決定する仕組みの導入を提案。

③助成金の活用に向けた助言

生産性向上の観点から、高度な食材製造機等の費用を助成する時間外労働等改善助成金の申請手続を紹介。



【支援後の効果】

- 人材のマルチタスク化により、所定外労働時間の削減効果がみられた。
直近の最長の時間外労働時間数
86時間(7月)⇒60時間(8月)
- 助成金の申請に向けて準備中。

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

⇒時間外労働ができる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出ていただく際の様式と記載例を
厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

⇒時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正社員と非正規社員の間で**不合理な待遇差が禁止**されます！

同一企業内において、
正社員と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

⇒改正法への対応に向けた手順など、取組の参考となる情報を厚生労働省HPにアップしました。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

相談窓口のご案内

法律について

- 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/
都道府県労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）	正社員と非正規社員（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

課題解決の支援

- 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 https://yorozu.smrj.go.jp/
商工会 商工会議所 中小企業団体中央会	経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754 ▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 https://www5.cin.or.jp/ccilist ▶検索ワード：都道府県中央会 https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサポ https://iryou-kinmukankyoku.mhlw.go.jp/information/

その他

その他の相談窓口